板野町障害者活躍推進計画

機関名	板野町
任命権者	板野町長
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
板野町役場にお	板野町においては、障害者任免状況通報を行っている。
ける障害者雇用	令和元年6月1日現在では、法定雇用率2.5%を達成しており、今
に関する課題	後も継続して法定雇用率を達成していく必要がある。
	これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じたこともな
	く、組織的な体制整備は特段行っていない状況である。
目標	
①採用に関する	法定雇用率の維持。
目標	(評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する	不本意な離職者を極力生じさせない。
目標	(評価方法)毎年の任免状況通報、人事記録等により把握。
取組内容	
1. 障害者の活	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
躍を推進する体	○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者で
制整備	ある職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。
	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以
	内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を
	満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職
	業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相
躍の基本となる	談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる
職務の選定・創	職務の選定及び創出について検討する。
出	

躍を推進するた めの環境整備・ 人事管理

- 3. 障害者の活 │ ○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障害者である 職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、そ の結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 なお、措置を講じるに当たっては障害者からの要望を踏まえつ つも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
 - ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - ・自立で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受け られること」といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

4. その他

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関 する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害 者の活躍の場の拡大を推進する。

板野町障害者活躍推進計画

板野町教育委員会
板野町教育委員会
令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
板野町教育委員会おいては、障害者任免状況通報を行っている。
令和元年6月1日現在では、法定雇用率2.5%を達成しており、今
後も継続して法定雇用率を達成していく必要がある。
これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じたこともな
く、組織的な体制整備は特段行っていない状況である。
法定雇用率の維持。
(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
不本意な離職者を極力生じさせない。
(評価方法) 毎年の任免状況通報、人事記録等により把握。
○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者で
ある職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。
○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以
内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を
満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職
業生活相談員資格認定講習を受講させる。
○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相
談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる
職務の選定及び創出について検討する。

3. 障害者の活	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障害者である
躍を推進するた	職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、そ
めの環境整備・	の結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
人事管理	なお、措置を講じるに当たっては障害者からの要望を踏まえつ
	つも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関
	する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害
	者の活躍の場の拡大を推進する。